

2026～2027年度 袋井市福祉総合システム標準準拠システム 移行委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、標準化法の目的及び理念を踏まえながら本市の障害者福祉システム、児童扶養手当システム、子ども・子育て支援システム及び関連システム（以下まとめて「福祉総合システム」とする）を標準準拠システムとして再構築し、安定稼働させることを目的とする。

本件は、本市におけるシステムの標準化を推進し、住民サービスの向上及び市職員の負担軽減、業務効率化を一体的に推進することを目的とし企画提案（以下「提案書」という。）を求め、この提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーションにより総合的に判断して調達業者を決定するものである。

2 業務委託名

2026～2027年度 袋井市福祉総合システム標準準拠システム移行委託業務

3 業務内容

別紙「2026～2027年度 袋井市福祉総合システム標準準拠システム移行委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 業務期間

（1）移行業務

契約締結日から2028年3月31日まで

※本稼働は、2028年1月から3月の間を予定している

（2）運用保守業務

本稼働日から2031年3月31日まで

5 提案上限額

本プロポーザルにおける見積額に対し、次のとおり提案上限額を定める。理由の如何にかかわらず、提案上限額を超える額での提案は認めない。（消費税10%分を含む）

（1）移行業務 468,448,000円

（2）運用保守業務 279,099,000円

6 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 直近1年間で、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。
- (5) 下記に該当する者でないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体。（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。
- (6) 宗教団体、政治団体又はそれに類する団体でない者。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて認定機関により認定された管理システム（I SMS、プライバシーマーク等）を有し、社内ルールや法令順守の仕組みが確立されていること。
- (8) 地方公共団体において、福祉総合システムのパッケージソフトウェアを提供した実績を有していること。

7 スケジュール

内 容	日 程
募集開始	2026年10月7日（水）
参加表明書提出期限	2026年10月15日（木）午後5時必着
質問票提出期限	2026年10月15日（木）午後5時必着
質問票への回答日	2026年10月21日（水）
企画提案書提出期限	2026年10月30日（金）午後5時必着
参加辞退届期限	2026年10月30日（金）午後5時必着
プレゼンテーション	2026年11月5日（木）
選定結果通知	2026年11月6日（金）
委託契約締結	2026年11月中旬（予定）

8 参加の申込み

プロポーザルに参加を希望する事業者（共同提案の場合は、代表事業者のみ）は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出期限 2026年10月15日（木） 午後5時必着
- (2) 提出先 後記提出先
- (3) 提出方法 紙資料の場合は郵送（提出期限までに必着の書留郵便に限る。）または直接持参、電子データの場合は電子メールまたは本市の指定する大容量転送システムを利用して提出すること。

※直接持参の場合、提出できる時間は平日午前9時から午後4時までとする。

※電子メールの場合、件名は「袋井市福祉総合システムプロポーザル参加表明書（社名）」とし、電話で到達確認をすること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）※押印不要

イ 会社概要（任意様式）

ウ 定款

エ 登記事項証明書（現在事項証明書）

オ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書

※法人税・消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（税務署発行納税証明書「その3の3」）、法人市民税・固定資産税の納税証明書（市区税事務所発行）

※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出。

カ 実績一覧表（任意様式）

※過去5年以内の国又は地方公共団体における導入実績を記載すること

キ I S M S、プライバシーマーク等を有することの確認ができる書類。

9 質疑及び回答

プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり質問票（様式第2号）を提出することができる。なお、期限までに提出のない場合は、質問事項がないものとする。また、電話・口頭による質疑の受付は行わないものとする。

(1) 提出期限 2026年10月15日（木） 午後5時必着

(2) 提出書類 質問票 1部 ※押印不要

(3) 提出方法 電子メールにて提出し、件名は「袋井市福祉総合システム質問票（社名）」とすること。電話で到達確認をすること。

(4) 回答期日 2026年10月21日（水）

(5) 回答方法 質問票の提出があった場合は、原則回答期限までに、参加表明を受け付けた全ての事業者（共同提案の場合は、代表事業者）に電子メールで回答する。なお、回答が遅れる場合はその旨を連絡する。ただし、回答日時までに辞退した事業者は除く。

- (6) その他 共同提案の場合は、代表事業者が質問事項をとりまとめて提出すること。

10 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、次のとおり書類を提出すること。ただし、プロポーザルの辞退をする場合を除く。

(1) 提出期限 2026年10月30日（金） 午後5時必着

(2) 提出先 後記提出先

(3) 提出方法 紙資料の場合は、10部を郵送（提出期限までに必着の書留郵便に限る。）または直接持参、電子データの場合は電子メールまたは本市の指定する大容量転送システムを利用して提出すること。

※直接持参の場合、提出できる時間は平日午前9時から午後4時までとする。

※電子メールの場合、件名は「袋井市福祉総合システム企画提案書（社名）」とし、電話で到達確認をすること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 企画書

(ア) 記載項目

- ① 本提案の基本的な考え方
- ② 製品概要
- ③ 標準準拠システムの機能
- ④ 標準化対象外システム（関連システム）の機能
- ⑤ ガバメントクラウドについて
- ⑥ プロジェクト管理
- ⑦ データ移行
- ⑧ 他システム連携
- ⑨ スケジュール
- ⑩ 体制について（構築&保守）
- ⑪ 保守・運用サポートについて
- ⑫ その他提案事項

(イ) 留意事項

- ① A4サイズ両面刷り
- ② 12ポイント以上のフォントサイズで横書き（図表等の用紙及びフォントサイズは除く。）
- ③ ページ番号を付すこと。

ウ 見積書及び見積総括表

見積書及び見積総括表を提出すること。

11 プロポーザルの辞退

参加表明書の提出後、プロポーザルを辞退する場合は、次のとおり参加辞退届を提出すること。

なお、参加辞退は自由であり辞退しても以後における不利益な扱いはない。

(1) 提出期限 2026年10月30日（金） 午後5時必着

(2) 提出先 後記提出先

(3) 提出書類 参加辞退届（任意様式） 1部

(4) 提出方法 紙資料の場合は、郵送（提出期限までに必着の書留郵便に限る。）
または直接持参、電子データの場合は電子メールまたは本市の指定する大容量転送システムを利用して提出すること。

※直接持参の場合、提出できる時間は平日午前9時から午後4時までとする。

※電子メールの場合、件名は「袋井市福祉総合システム参加辞退届（社名）」とし、電話で到達確認をすること。

12 審査の方法

庁内に設置する選定委員会において、参加表明書及び企画提案書に基づく書類審査、並びにプレゼンテーション審査を実施し、事業者を選定する。

(1) 書類審査会

提出された参加表明書及び企画提案書等に基づき、応募資格の確認及び提案内容の書類審査を行う。なお、書類審査の結果、提案内容が極めて優れており十分に評価できると認められる場合、又は応募状況等によっては、プレゼンテーション審査会を省略し、書類審査のみで選定をする場合がある。

(2) プレゼンテーション審査会

企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションと質疑応答を行う。なお、審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

ア 日 時 2026年11月5日（木）時間は後日通知

イ 会 場 袋井市役所3階・302会議室

ウ 内 容

(ア) 提案書説明 企画提案書に基づいて提案内容の説明及び導入機器のデモンストレーションを実施する。特に書面ではイメージをつかむことが難しい点、又はアピールしたい点について重点的に説明を行う。

(イ) 質疑応答 選定委員からの質問に対して回答を行う。

エ 出席者 説明、質疑応答、機材等の操作を含め、7名以内

オ 機 材 プレゼンテーションに必要なノートパソコン等を用意すること。
(スクリーン、プロジェクター（HDMI、VGA 対応）は本市で用意)

カ 時 間 50分（提案書説明30分、質疑応答約20分）

キ その他

(ア) プレゼンテーション時の資料は、企画提案書のみ使用を認める（新たな提案や未提出の補足資料の使用は不可）。なお、提案書を要約した資料を配布する場合は、10部用意すること。

(イ) 機器の準備等は最大10分を説明時間以外に付与する。

13 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 本要領で定めた内容に適合しないとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 提出書類に不備や不足があったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- (6) その他不適切な事項があると判断されるとき。

14 審査の方法

(1) 選定方法

ア 各選定委員は100点を持ち点とし、別紙の審査項目に沿って提出書類及びプレゼンテーションでの提案内容を審査する。その合計得点により事業者の順位付けを行う。

イ アの審査において合計得点の最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

ウ 最高点となった提案者の得点が各選定委員の持ち点を合算した値の6割未満の場合は、選定しない。

エ 提案者が1者の場合でも審査を実施する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、書類審査、プレゼンテーション行ったすべての事業者に対し2026年11月6日（金）までに通知する。

15 契約の締結

(1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとする。ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 最優秀企画提案者と協議が整わず、契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うものとする。

(3) 契約書の作成が必要である。

16 提出先・問合せ先

袋井市企画部デジタル政策課情報システム係（担当：井筒）

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

電話番号：0538-44-3198

E-mail：jouhou@city.fukuroi.shizuoka.jp

以上